

平成26年 9月16日

桑名市議会議長 佐藤 肇 様

総務政策委員会
委員長 倉本 崇弘

総務政策委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項（事業評価対象事業）

- 行財政改革について
 - ・ふるさと納税事業

II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
4月 9日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討
4月30日	○ 現状及び課題等の確認と調査研究事項（事業評価対象事業）の決定
5月20日	○ 行政視察先の決定等
7月22日	○ 行政視察 【岐阜県各務原市】 各務原市応援寄附金（ふるさと納税）制度とブランド推進事業の概要について
7月29日	○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討
8月21日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月16日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

Ⅲ 先進地への視察

1. 岐阜県各務原市

「各務原市応援寄附金（ふるさと納税）制度とブランド推進事業の概要について」

各務原市では、ふるさと納税制度を活用した取り組みを平成20年度から行っている。その実績は、開始した平成20年度から4件～10件で推移し、平成24年度は4件、79万円であったが、市制50周年（平成25年）の記念として、また、市を広くPRする各務原ブランド事業の一環として、市内の企業等と連携した新たなシステムを平成25年6月からスタートさせ、平成25年度は8,188件、1億2,497万7,000円という目覚ましい結果となっている。

新たなシステムでは、市のPR、特産品の販売促進・観光の促進・産業の振興、寄附金の確保を主な目的として位置づけるとともに、市外の方からの1万円以上の寄附に対し定価5,000円程度のカatalogに掲載している記念品（地元の銘菓やキムチ、肉、酒、パンの数々に加え、自衛隊岐阜基地オリジナルグッズ、日本ライン夏まつり納涼花火大会の観覧席、ゲームソフト、婚礼写真の撮影など）を選択でき、1万円の寄附につき1品（最大5品）を市内の協力企業などから送付することとしている。また、寄附の手続きはウェブサイトでも行え、クレジットカードやコンビニ等での決済にも対応している。このシステムへの見直しに当たり、寄附金額の目標を具体的に設定することで取り組み意識の向上を図っており、工夫した点としては、クレジット決済・コンビニ収納の導入による利便性の向上、記念品をより多く集めること、マスコミを活用することなどを挙げられていた。

平成25年度の取り組みにおいては、寄附者から記念品等に関するさまざまな意見が届いており市のPRにつながったこと、目標として掲げた寄附金額2,000万円を達成したことなどのよい点があった一方、事務処理・寄附管理にかかる手間が膨大となったこと、ふるさと納税のピークと予算編成事務の時期が重なったことによる財政課本来の業務への圧迫、ふるさと納税の記念品だけで見ると儲けが出ないとの声があり市内企業の振興につながっているとは言い難いこと、当初想定していなかった発注数に上ったこともあり協力企業にも負担増となったことなどの課題、問題点等があったことにも言及されていた。

ブランド推進事業については、現在、移住・定住促進を目的として、各務原の魅力を戦略的に発信していくためのブランド戦略ビジョンを策定中である。

IV 調査研究結果（事業評価）

会計名称	一般会計		
事業名	ふるさと納税事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
○	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>ふるさと納税制度は、平成 20 年度の地方税法の改正によって、都市部と過疎地との税収入の格差を是正する制度の一環として創設され、住民票がある住所地以外の自治体に寄附をすることで、出身地やかかわりの深い自治体を応援することができる制度である。近年、PRを兼ねて、ふるさと納税に対するお礼として特産品などを寄附者へ贈る自治体が増えており、その特産品の効果によっては非常に多数、多額の寄附が集まっている状況にある。一方で、その手法が制度の趣旨から外れているのではないかと、また、税の公平負担の原則を崩すのではないかなどの見方もある。</p> <p>本市においては、この制度に基づく事業を平成 20 年からスタートしており、昨今の自治体を取り巻く厳しい行財政環境が続く中にあることは、自主財源の確保、あるいは市のPR、地域活性化という観点からも、積極的に活用し、引き続き推進すべきものとする。</p> <p>しかしながら、事業開始後、クレジット決済の導入をはじめ、利便性を高めるなどの工夫を行ってきたものの、これまでの成果については6年間で53件、1,154万円余の実績となっており、その推移を見ても伸びていない状況にある。これは、現在の事業手法では効果が出ていないことを示すものであり、その事業手法については、本市における事業の位置づけ等も含め、抜本的な見直し、改善を早急に図っていく必要があると考える。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「一部不適正」とし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。なお、制度創設以来一定期間が経過し、各自治体においても積極的な情報発信や地域の活性化を意識した見直しが行われていることを踏まえ、事業手法の見直し、改善に当たっては、次の事項に留意されたい。</p> <p>① 本年度からスタートした市のブランド化に向けた取り組みの趣旨を踏まえ、事業の位置づけ、目的を再度検討されたい。</p> <p>② 事業の推進に当たり、寄附金額等の具体的な目標の設定を検討されたい。</p>			

- ③ 市内企業等との連携も図りながら、桑名の魅力を知ってもらえるようなお礼の品に見直されたい。なお、市内企業等との連携に当たっては、公募を行っている事例もあることから、先進事例を調査研究の上、その方法を検討されたい。
- ④ 寄附金使途の設定については、市として応援を求める具体的な個別事業を掲げることも含め、寄附者にとってわかりやすく、選択しやすいものとなるよう工夫されたい。
- ⑤ 本事業の一層の推進を図るため、積極的なPRに努めるとともに、コンビニ収納の導入など、寄附者の利便性の向上にも努められたい。
- ⑥ 事業手法の見直しの結果、事務量が増えることも想定されることから、事業の推進体制については十分考慮されたい。

平成26年9月18日

桑名市議会議員 佐藤 肇 様

福祉安全委員会
委員長 市野 善隆

福祉安全委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項（事業評価対象事業）

1. 音楽療法推進事業について
2. 自主防災組織育成事業について

II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
4月15日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討、決定
5月 7日	○ 現状及び課題等の確認 ○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の決定 ○ 行政視察先の決定等
7月15日 16日	○ 行政視察 【奈良県奈良市】 音楽療法推進事業について 【和歌山県和歌山市】 自主防災組織育成事業及び災害対策基本条例について
7月29日	○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討
8月21日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月18日	○ 委員会調査報告書の最終調整

Ⅲ 先進地への視察

1. 奈良県奈良市

「音楽療法推進事業について」

奈良市における音楽療法の取り組みは、平成6年当時の市長が姉妹都市であるオーストラリアのキャンベル市を訪問した際に音楽療法士が活躍するホスピス・養護学校を視察したことがきっかけとなり、障害者・高齢者福祉分野での活用を検討するため、市に音楽療法検討会設置した。平成9年には社会福祉協議会の建物内に音楽療法推進室を設置するとともに、社会福祉協議会に事業を委託し、音楽療法士15名で事業を開始した。事業の開始に当たってはあらかじめ市が独自で音楽療法士の養成を行い、1,350時間の講義を受けた15名全員を社協職員として採用する形をとっていた。

事業の開始当時は、特別養護老人ホーム、作業所等を訪問し障害者・高齢者とセッションを行う療法部門と高齢者の健康維持・増進を行う予防保健部門に分かれて活動を行っていたが、15名の音楽療法士だけでは多様なニーズに対応することが難しくなってきたため、平成12年に国の補助を受け音楽療法ボランティアの養成を行い、120時間の講義を受け、認定を受けた31名とともに活動を行うこととした。

平成21年に市が構想日本に委託した事業仕分けにおいては、福祉事業として税金を投入するのであれば音楽療法以外のすでに方法論の確立した療法を使うべき、文化や教育の一環として行われている音楽療法の要素をとりいれるべきではないか、ボランティアやNPO等に任せて市は手を引いた方がよい、事業の効果を測るのは困難なように感じる、数字で示しがたいのではないかなどの評価から不要との判定を受けた。

その後、市との調整の結果、社協は音楽療法士を8名から6名に、事務職員を3名から1名に削減するとともに、事業の推進においては音楽療法士である社協職員が、直接施設に出向くのではなく、社協職員以外の音楽療法士を施設に派遣することによりコーディネーター的な役割を担うこととし、また、事業を音楽療法の分野と広く市民を対象とした音楽活動の分野である「元気のびのび事業」の2つに分け、予算を7,310万円から2,670万円と圧縮する形で事業を継続することとなった。

しかし、2025年問題を間近に控え、成年後見人・市民後見人制度、高齢者が高齢者を見守るシステムづくり、地域包括ケアシステム等のあらゆる方策が必要となるため、限られた予算の中で事業の優先順位を考え、平成26年度をもって音楽療法推進事業を廃止し、今後については国の安心生活創造事業を活用した形に切り替えることとしている。

2. 和歌山県和歌山市

「自主防災組織育成事業及び災害対策基本条例について」

(1) 自主防災組織育成事業について

和歌山市では、台風による水害等の被害も多いが、中央構造線に含まれる活断層が引き起こす内陸型直下地震と南海トラフ巨大地震に備えることが喫緊の課題である。

市の自主防災組織の経緯は、平成7年阪神淡路大震災を受け、1つの自治会が自主的に発足させたことを契機にその活動は市全域に広がり、平成13年には42地区すべての自治会連合会に自主防災組織が結成され、市の組織率は100%となった。

自主防災組織の活動に対する市の支援として、自主防災組織交付金（事務費として年間 12,000 円）、訓練活動に対する補助金（組織上限 8 万円、1 活動上限 2 万円）、津波からの避難路整備のための補助金（上限 100 万円）、個別地域での避難計画策定に対する支援、防災士資格取得に対する補助金（受験費用等）や自主防災のリーダー養成のための市民防災大学講座、災害の危険度や災害に備えるための防災出前講座の開催など取り組みを行っている。

また関連して他の災害対策についても確認したところ、市からの情報発信は、市のホームページ、防災行政無線、防災行政無線を補完する電話案内サービス、防災情報メール、市の公式ツイッター及びデータ放送を用いている。特に防災行政無線については沿岸部の津波対策として、まず 71 基を沿岸部に設置し、その後、市内小学校 53 ヶ所にデジタル防災行政無線を設置するとともに、公的機関、幼稚園、病院など 352 ヶ所にラジオ型戸別無線機の配付している。今後は、南海トラフ巨大地震による津波の浸水予想区域を 100%カバーするため 17 基の増設が決定している。

災害時要援護者登録制度については、制度への登録がなかなか進まない状況であったことから、登録者に対して災害に備える家具固定サービスを行うことで登録の促進を図っている。現在、市の要援護者台帳への登録者は約 4,000 人であり、名簿の公開に同意された方についてのみ市が自治会連合会を通じ単位自治会長、民生委員の会長、消防団に配付している。

今後の取り組みについては、市が東日本大震災直後に行った津波に対する意識調査において、避難された方 88%中、指定避難場所に避難された方が 14%に対し、指定避難場所以外に避難された方は 74%であり、さらに指定避難場所以外に避難された方 74%の内 26%が指定避難場所がどこかわからないという結果や若年層の防災訓練への参加促進のため、啓発活動の更なる強化を図っていくとのことであった。

（2）災害対策基本条例について

和歌山市議会では、議員提案により政策条例をつくるという機運が高まり、平成 24 年 6 月に政策条例協議会が設置された。協議会では各会派から提出された条例のテーマについて検討を行った結果、東日本大震災の発生や緊急性などの観点から、テーマを災害対策基本条例と決定し、条例策定に向けた取り組みを開始した。同年 10 月には同様の条例づくりを進めていた愛知県岡崎市へ視察を行うとともに、分科会による条例素案の検討を行い、12 月には条例の素案を確定、全員協議会での説明を経て、市民へのパブリックコメントを実施した。

パブリックコメントには 14 名から 41 件の意見が寄せられ、その内容は行政に対する意見がそのほとんどを占め、条例に対する意見は災害時の要援護者に関するものが 2 件だけであった。

条例の特徴としては自分の身は自分で守るという「自助」、隣近所で助け合うという「共助」に重点を置き、市民にとってわかりやすく、受け入れやすいよう「自助」「共助」に関する条文は「です・ます調」としている。また、条例の附則には、条例制定後 2 年を目途に執行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという見直し規定を設けている。

IV 調査研究結果（事業評価）

会計名称	一般会計		
事業名	音楽療法推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
	「おおむね適正」		「改善・効率化し継続」
○	「一部不適正」	○	「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>音楽療法とは、音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きで心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に活用して行われる治療的・教育的技法であると定義されている。その対象は、認知症、身体障害、精神障害、不登校、引きこもりなど多岐にわたり、高齢者施設などの多くの場所で行われている。</p> <p>市においても、障害者、高齢者の機能の維持、社会参加の促進、生きがいをづくりなどに寄与することを目的として、平成12年度より音楽療法事業の調査研究を行うとともにその取り組みを開始した。</p> <p>現在は社会福祉協議会に委託し、ふれあいコーラス、ふれあいサロンの開催や市内在宅老所・障害者施設等への訪問事業などを実施している。また、事業の実施に当たっては、イベント参加等への一部自己負担の導入や平成25年度における実践回数約600回、参加者数13,573人という成果などから、その取り組み（活動）について一定の評価をするものである。</p> <p>しかし、市における事業の評価は参加者へのアンケート結果や人数、回数によるものであり、効果を具体的に検証し数値化された、若しくは専門的知見を有する者から意見聴取等がなされたものではないため、現段階では事業の費用対効果・有効性を測るには不十分であり、検証方法や設定する評価指標の改善が必要であると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「一部不適正」とし、今後の方向性としては「見直しのうえ縮小」すべきものと評価した。なお、議論の過程において今後の具体的な検証の結果、事業の効果・有効性が実証された場合においては、幅広い分野での活用や事業の拡充についても検討されたいとの少数意見もありましたので、ここに申し添える。</p>			

会計名称	一般会計		
事務事業名	自主防災組織育成事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。近年、集中豪雨等の自然災害、火災や事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、近い将来においては、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、安心・安全に関する地域住民の関心とともに自主防災組織の必要性が高まっている。</p> <p>本市においては、自主防災組織育成のため平成22年度に市統一の自主防災組織育成補助金を創設し、各自主防災組織に必要な防災資機材等の整備に対し補助金を交付することで活動の充実と活性化を図っており、その補助件数及び補助額は年々増加していることから、その必要性については理解を示すものである。また、市の自主防災組織結成数は平成25年度において310組織（平成26年3月31日現在）であり、目標結成組織数である330組織と比較してもその結成率は93.9%と高い数値を示しており、その取り組みは評価できる。</p> <p>しかし、この事業自体が資機材等を整備するための補助事業であることや地域において活動への温度差があることなどを考えると、今後は資機材等への補助とあわせ、組織の活動の支援にも重点を置き事業を推進する必要があると考える。また、目標結成組織数に対する結成率は高いものの自治会単位での結成率は66.5%ほどであることから、今後、更に防災・減災の取り組みを進める上で組織結成率の向上を目指した取り組みも必要であると考え。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進に当たっては次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。</p> <p>①災害時に「自助」「共助」が効果的に機能するためにも自主防災組織の活動が市内全域をカバーできるよう結成率の向上に努められたい。</p> <p>②自主防災組織については結成することだけが目的ではなく、機能することが重要であるため、組織の活動内容等を把握するとともに活動に対する指導を行うなど</p>			

組織の充実に努められたい。

- ③自主防災組織への補助については、「資機材」と「活動訓練」とを区分化するなど内容の充実を図られたい。また補助及び支援内容については先進事例を参考に検討されたい。
- ④災害時における自主防災組織への正確で迅速な情報の伝達は被害を最小限にするためには必要不可欠であると考えことから、環境の整備と情報伝達手段の多様化を図られるよう努められたい。

平成26年9月17日

桑名市議会議長 佐藤 肇 様

教育経済委員会
委員長 鷲野 勝彦

教育経済委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項（事業評価対象事業）

- 商工・観光について
 - ・ 多度大社・多度峡周辺修景事業

II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協 議 内 容 等
4月 9日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討
5月 1日	○ 現状及び課題等を確認 ○ 市内現地視察（多度山周辺の現地視察） ○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の決定
5月27日	○ 行政視察先の決定等 ※ 7月10日に大阪府貝塚市へ「貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例」について視察を予定していたが、台風8号接近に伴い中止となった。
7月28日	○ 具体的な事業評価内容の検討
8月22日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月17日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

Ⅲ 調査研究結果（事業評価）

会計名称	一般会計		
事務事業名	多度大社・多度峡周辺修景事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>多度山、多度峡、多度大社を中心とする一帯については、以前から豊かな自然や観光資源の活用が課題としてたびたび取り上げられてきた。本事業ではこれまでの経緯を踏まえつつ作成された多度地区都市再生整備計画に基づき、平成23年度から平成27年度までの5カ年にわたり、国の社会資本整備総合交付金を活用した各種整備を行っている。</p> <p>事業評価に当たり特筆すべき点として、本事業が目的とする豊かな自然環境と伝統・文化等の地域資源を生かすことにより多度を訪れる人々の満足度向上、地域活性化を図ることの必要性が認められる。また、限られた予算の中で優先順位を設けて事業を推進する姿勢、公衆トイレやLED街路灯の整備、今後予定するサイン整備などの事業内容は妥当であると評価するところである。</p> <p>しかし、地域住民から現状維持を望む声もあることから、行政による一方的な事業とならないような配慮も必要である。また、本事業の目的を十分に達成するためには、「歩いて楽しいまち」を目指した取り組みにより、さらなる多度の魅力を引き出していく必要がある。加えて、景観を損ねる周辺の廃屋に関し、修景上は言うに及ばず防災・防犯等の観点からも対策が必要である。</p> <p>以上を踏まえ、本事業に対して一定の評価はできるものの一部に課題が残る点に鑑み、現状の評価は「おおむね適正」、今後の方向性は「改善・効率化し継続」すべきと判定した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意されたい。</p> <p>① 事業目的を十分に達成できるよう住民の理解を得つつ、協働による取り組みに努められたい。</p> <p>② 多度を「歩いて楽しいまち」とするため、桜の回廊整備等も含め、点在する多くの地域資源を面で捉えた動線整備により回遊性を高める取り組みに努められたい。</p> <p>③ 廃屋の問題については、安全で良好な景観及び住環境の保全並びに防犯等の観点から、空き地・空き家対策の条例制定を初めとした様々な先進事例について、担当課のみならず全庁的な連携のもと、調査研究を進め、その対策を検討されたい。</p>			

平成26年 9月17日

桑名市議会議長 佐藤 肇 様

建設水道委員会
委員長 伊藤 真人

建設水道委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項（事業評価対象事業）

- 下水道普及啓発事業（下水道接続関係）について
- 市営住宅整備事業について

II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
4月 9日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討
4月25日	○ 現状及び課題等の確認と調査研究事項（事業評価対象事業）の決定
5月20日	○ 行政視察先の決定等
7月 9日 10日	○ 行政視察 【千葉県千葉市】 下水道の普及啓発について 【静岡県沼津市】 市営住宅の整備について
7月30日	○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討
8月22日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月17日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

Ⅲ 先進地への視察

1. 千葉県千葉市

「下水道の普及啓発について」

千葉市の公共下水道の整備は昭和10年から開始された。平成4年に政令指定都市に移行したことを機に快適な生活環境の整備を最優先課題として、汚水管の整備を重点的に進めてきた。その結果、下水道処理普及率は平成4年度末で69.4%であったが、平成25年末で97.2%に向上した。公共下水道の整備が進められる一方、供用開始区域内における未接続建築物が多数発生し、それに伴う雑排水の悪臭、早期接続者が抱く不公平感の醸成、下水道整備投下資本の回収機会の逸失という問題が生じた。

千葉市ではこのような状況の中、公共下水道への接続を促進するため、地元での事前説明会の開催、未接続台帳の整備、接続訪問指導、資金助成制度を実施している。この資金助成制度は、補助金、貸付金、特別助成の3つがある。補助金は供用開始後1年以内に接続する場合は1万円、1年を超え3年未満の場合は5千円を支給し、貸付金は50万円を限度ととして無利息で貸し付けるものである。特別助成は生活保護受給世帯を対象に接続費用の全額を助成するものである。資金助成制度の課題として接続工事費は50万円前後であるのに対し補助額が1万円または5千円と少額であること、また、貸付金は連帯保証人が必要であるため、単身高齢者等は利用しづらい制度であることが挙げられる。

上述のように公共下水道への接続を促進するため、各種施策が実施されてはいるものの、早期接続者と長期末接続者の二極化が顕著になり、悪質な長期末接続者に対して実効性のある接続指導を行う必要性が生じていた。下水道法上、公共下水道への接続については、浄化槽を使用している場合、遅滞なく排水設備を設置しなければならない、また、これに違反する者に対し必要な措置を講ずることができると規定はされているが、全国的にも排水設備の設置命令まで行っている自治体はない。それには数ある未接続建築物からどれを対象にするのかという客観性を有した指標が必要であり、下水道法においてはそのような規定が存在しない。また、同法上の接続期限が「遅滞なく」とされており具体的な年数等が定められていないため、指導が行いづらかった。

以上のことから、千葉市では平成20年に未接続建築物の悪質性に応じて点数化された指標を用いて指導を行うという接続指導制度の検討を行い、関係機関との調整やパブリックコメントの実施を経て、平成21年に条例、規則及び要綱を施行した。

この接続指導制度は、浄化槽使用者における排水設備の設置期限を1年以内と明記し、設置期限を過ぎた者を上述の悪質性を判断する指標にかけ、合計点が11点以上になれば特別指導を行うというものである。現在までの実施事例は6件である。特別指導を2回実施するも正当な理由がなく接続しない場合は勧告することになり、実施事例は1件で、現在は接続済である。なお、この勧告にも従わない場合は、違反事実を公表、それでも接続しない場合は事前に警察と協議の上、設置命令を行うこととなる。この制度では、未接続事由の分析により接続に要する費用の調達が困難、建物が近日中に除却される予定等の場合は、接続を猶予する措置も設けられている。

制度の実施前は、未接続建築物が9,320件であったが、実施後の現在では4,825件に減少し、接続率は98.4%から99.1%に上昇した。特に実施から2年間は効果があり、今後は接続猶予となっている未接続建築物の現況調査等を強化し、接続を促進していきたいとのことであった。

2. 静岡県沼津市

「市営住宅の整備について」

沼津市の市営住宅整備事業は、公営住宅法に基づき市民生活の安定を図り、低所得者向けの住宅を整備することを目的に昭和27年から実施されている。現在は15団地、1,798戸の住宅が整備されている。沼津市の市営住宅の約45%が昭和40年代に建設されたことから、現在は老朽化し耐震性の低い住宅が増加し、それらを計画的かつ効率的に更新することが課題となっていた。

そこで平成15年に沼津市営住宅ストック総合計画、平成24年に沼津市営住宅等長寿命化計画が策定され、老朽化した市営住宅の今後の方針が示された。具体的には、国土交通省の公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づいて市営住宅を経過年数、安全性等から分析し、修繕または改修により長寿命化を図るもの、建て替えるもの、用途廃止するものの3つに分類した。

長寿命化を図るものについては、一部改修にかかる費用や緊急性から優先順位を付け、平成33年度までに計画的に改修、維持管理が行われている。

また、建て替えるものについては一つの団地が対象となっており、平成16年度にPFI導入可能性調査を行い、市が直接建設する場合とPFIで建設する場合の経費の比較を行った。その結果、約8億円の財政負担が軽減される見通しとなったことから、事業者が市営住宅を建設後、市が所有権を買い取るBTO方式のPFIで建て替え事業が実施された。事業の概要としては、事業者が既存の市営住宅6棟の解体除却、新たな市営住宅(214戸)・屋外駐車場施設及び外構等の設計・建設・工事監理を行い、完成した施設を市に引き渡すというものである。また、事業者は施設の引き渡し後20年間、建築物法定点検等の維持管理業務を行うこととなっている。本委員会の行政視察においては当該団地の現地視察を行ったが、外観は一般のマンションに引けを取らず、7階建てから9階建ての高層化された住宅3棟があり、駐車場までのエントランスは車のスピードが出にくい舗装が施されていた。事業の課題としては、住宅建設後の維持管理業務に修繕が含まれていないことから今後の修繕費の算出が必要であること、PFIのように民間が主として提案・施工を行った施設に対し、適切な助言及び検査等ができるよう市職員の技術力の向上が求められるということが挙げられる。

上述のように老朽化したすべての住宅を建て替えることは財政的に困難であり、住宅需要も減少傾向にあることから、用途廃止と判断された住宅が5団地あった。しかし、用途廃止後もその住宅に住んでいる市民の住まいの確保や将来の住宅需要の変化にも対応できるようにするため、民間事業者によって建設された賃貸住宅を市が20年間公営住宅として借り上げる「借上型市営住宅制度」を活用することとなった。この制度の概要としては、市が民間事業者に対し建設費の一部及び近傍同種の家賃以下で設定される借上げ料を支払うというもので、市が直接市営住宅を建設するよりも費用が抑制される。なお、市は入居の有無にかかわらず一定の借上げ料を民間事業者に支払うため、民間事業者は安定した家賃収入が得られるというメリットがある。現在は9棟、138戸の住宅を借り上げている。制度の課題としては、借上げ期間が終了する20年後に期間を延長するかどうかの方針を定め、延長しないのであれば、市の借上げ型住宅から民間の賃貸住宅への切り替えを適切に実施することが挙げられる。

沼津市ではその他にも中間所得者層向けの特定優良賃貸住宅制度や高齢者向けの優良賃貸住宅制度を実施しており、あらゆる世帯や所得者層に応じた住宅の供給に努めている。

IV 調査研究結果（事業評価）

会計名称	下水道事業会計		
事務事業名	下水道普及啓発事業（下水道接続関係）		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>下水道事業は公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上のために必要な事業である。また、同事業は管渠の布設後に市民が接続することで初めてその効果が現れるもので、市民の協力が必要不可欠なものである。しかし、全国的に下水道の整備が進められる一方で、供用開始区域内における未接続者が多数発生し、それに伴う悪臭や害虫の発生、早期接続者が抱く不公平感の高まり、下水道整備投下資本の回収機会の逸失等という問題が生じてきた。</p> <p>本市においても下水道の整備は昭和 35 年から開始され、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に努められているが、年々下水道事業は赤字となっており、現在、未接続者の解消による下水道使用料収入の確保が一つの課題となっている。このような課題を解決するため、本市は下水道工事の際の地元説明会や広報で接続啓発を行うとともに、平成 25 年度には所管課に普及啓発係を新設し、夜間や休日も訪問指導等に努められており、その取り組みは評価できる。</p> <p>しかし、接続率の向上は容易なことではなく、現在の接続啓発手法では長期末接続者の抜本的な解消には至っておらず、実効性のある接続指導制度の創設が必要である点を指摘するものである。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性については「改善・効率化し継続」すべきものと判定した。なお、今後の事業の実施に当たっては、次のとおり手法の改善・効率化に留意されるよう付言する。</p>			
<p>① 未接続者への訪問においてはその理由を聞き取り、分析はされているものの、効率的に訪問指導を実施するため、未接続台帳の整備を検討されたい。</p>			
<p>② さらに接続率の向上のため、長期末接続者に対して実効性のある特別指導、勧告及び設置命令等を含めた接続指導制度を調査研究の上、本市の実情に合った制度の創設及び条例化を検討されたい。なお、正当な理由によって下水道に接続できない未接続者に対しては、猶予等の救済措置を設けることも考慮されたい。</p>			
<p>③ 下水道法において、浄化槽使用者は、供用開始後、遅滞なく下水道に接続しなければならないとされているものの具体的な年数は規定されていないため、千葉市等の先進地事例を参考に、条例において接続期限の明確化を検討されたい。</p>			

会計名称	一般会計		
事務事業名	市営住宅整備事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>市営住宅は公営住宅法により市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として地方公共団体が整備し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で貸与するものである。本市においても市民の安定した居住環境の確保のため、昭和 33 年から順次市営住宅が建設され、現在は 1,147 戸の住宅が整備されている。これらの市営住宅は昭和 30 年代から昭和 40 年代に建設されたものが多く、耐用年数を超えた住宅は全体の 15%、耐用年数の 2 分の 1 を超えた住宅は全体の 54%にも上っている。このような状況の中、平成 20 年に桑名市公営住宅ストック活用計画が策定され、老朽化した住宅等は維持保全、改善、建て替え及び用途廃止の 4 つの管理手法に分類された。この計画等に基づいて、構造、設備ともに老朽化した木造平屋建て住宅が解体され、当該敷地を売却されたことは市有財産の有効活用の観点から評価できる。</p> <p>さらに、平成 23 年には桑名市公営住宅等長寿命化計画が策定され、限られた財源の中で予防保全的に市営住宅を維持管理していくため、桑名市公営住宅ストック活用計画の見直しが行われた。その内容は老朽化した市営住宅について、構造や耐用年数から優先順位を付け、平成 32 年度までに計画的に改修して長寿命化を図っていくとしたもので、この取り組みについても評価できる。しかし、以前は建て替えと位置付けられていた住宅が維持保全または用途廃止に変更され、用途廃止と位置付けられた住宅には入居が制限されているものが 168 戸ある。現在、それらの住宅には入居・未入居が混在しており、住宅の供給数が減少するとともに今後の解体予定や敷地の有効活用の目途が立たず、整備手法を改善する必要があることを指摘する。</p> <p>また、本市においても高齢化が進展する中、市営住宅の改修においては階段に手すりを設置し、入居募集においては高齢者世帯や障害者世帯に低階層の住宅を優先枠として設ける等、バリアフリー化施策に努められている点は評価できる。しかし、今後はさらに高齢化の進展が予測される中、エレベーターが設置されている市営住宅は 1 つしかなく、現在のバリアフリー化手法の改善を行う必要があることを指摘する。また、入居募集においては、多回数落選者に対する優先措置が設けられていないため、その検討を行う必要があることを指摘する。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性については「改善・効率化し継続」すべきものと判定した。なお、今後の事業の実施に当たっては、次のとおり手法の改善に留意されるよう付言する。</p> <p>① 老朽化している市営住宅については、その構造や耐用年数により方針が示されているが、今後の住宅需要の動向にも注視の上、さらなる統廃合や集約を行い、住宅</p>			

の中高層化や敷地の有効活用を検討されたい。また、今後、住宅を統廃合し建て替える場合は、PFI手法の活用や民間が建設した住宅を市が一定期間借り上げる借上型市営住宅制度の導入を検討の上、経費の削減に努められたい。

- ② 市営住宅の整備においては一部バリアフリー化に努められてはいるものの、さらなる高齢化に対応できるよう設置スペースや財政状況等を十分考慮の上、エレベーター等の設置を検討されたい。